

公告第 147 号

次のとおり公募型プロポーザルを執行する。

令和 8 年 6 月 11 日

郡山市長 椎根 健雄

第 1 業務概要

- 1 業務名 郡山駅コンパクト・プラス・ネットワーク事業 基本計画策定等業務委託
- 2 業務内容 別紙特記仕様書のとおり
- 3 契約期間 契約締結の日から令和 9 年 3 月 31 日まで
- 4 提案上限金額 ¥153,730,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）
- 5 事務担当 郡山市建設構想部道路保全課
住所 〒963-8601 福島県郡山市朝日一丁目 23 番 7 号
電話 024-924-2301 ファクシミリ 024-931-5243
メールアドレス dourohozen@city.koriyama.lg.jp

第 2 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる事項を全て満たす者とする。

- 1 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- 2 郡山市競争入札に係る有資格業者指名停止等措置要綱（令和 7 年 3 月 28 日制定。以下「指名停止要綱」という。）に基づく指名停止期間中の者でないこと。
- 3 会社更生法（平成 14 年法律第 154 条）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき、更正手続開始又は再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更正手続開始又は再生手続開始の申立てがなされた者であっても、更正手続終結又は再生手続終結の決定を受けた者については、当該更正手続開始又は再生手続開始の申立てがなされなかったものとみなす。
- 4 役員等が郡山市暴力団排除条例（平成 24 年郡山市条例第 46 条）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員又は第 8 条に規定する社会的非難関係者と認められる者でないこと。
- 5 中核市以上の都市に所在する新幹線発着駅の駅前広場改修に係る基本計画策定業務及び実施設計業務を、本公告の日の属する年度以前の過去 10 年度の間、施行した実績があること。

- 6 福島県内に本店、支店又は営業所を有する者であること。
- 7 業務委託の土木設計において、郡山市一般競争入札及び指名競争入札参加者の資格審査等に関する要綱（令和6年9月6日制定）に基づく認定を受け、令和8年5月1日時点の令和7・8年度競争入札参加有資格業者名簿に登録されている者であること。
- 8 業務実施に当たり、企業の品質管理の向上、環境負荷の低減、個人情報保護の体制、情報リスクの防止策が確立されており、次の（1）から（5）までを取得している者であること。
 - （1）品質マネジメントシステム（QMS）JIS Q 9001
 - （2）環境マネジメントシステム（EMS）JIS Q 14001
 - （3）個人情報保護マネジメントシステム（PMS）（プライバシーマーク）JIS Q 15001
 - （4）情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）JIS Q 27001
 - （5）アセットマネジメントシステム（AMS）JIS Q 55001（一般公共インフラ（道路））
- 9 業務責任者、照査技術者、担当技術者等を適正に配置可能な者であること。

第3 全体スケジュール

本事業は次の日程で行う。

	項 目	日 程
1	質問書提出期間	公告の日から令和8年6月17日（水）16時まで
2	質問回答期限	令和8年6月19日（金）17時15分まで
3	参加申込書等提出期間	公告の日から令和8年6月24日（水）16時まで
4	参加資格確認結果通知	令和8年6月29日（月）17時15分まで
5	事業提案書提出期間	参加資格通知受領から令和8年7月17日（金）16時まで
6	プレゼンテーション・選考	令和8年7月23日（木）（予定）
7	選考結果通知、優先交渉権者の決定	令和8年7月24日（金）（予定）
8	契約締結	令和8年7月28日（火）（予定）

第4 参加申込手続等

- 1 郡山駅コンパクト・プラス・ネットワーク事業 基本計画策定等業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領、令和8年度郡山駅コンパクト・プラス・ネットワーク事業 基本計画策定等業務委託特記仕様書及び所定様式等の掲載
 - （1）公開期間
公告の日から令和8年7月17日（金）16時まで
 - （2）公開場所
郡山市ウェブサイト（<https://www.city.koriyama.lg.jp/>）に掲載する。
- 2 質問書の提出及び回答
 - （1）提出期限
令和8年6月17日（水）16時（必着）
 - （2）提出先
本公告第1の5に記載のとおり
 - （3）提出書類

質問書（様式第1号）

（4）提出方法

郵送、持参又は電子メールによる。

※持参の場合は、郡山市の休日を定める条例（平成2年郡山市条例第7号）第1条に規定する市の休日（以下「市の休日」という。）を除く8時30分から16時までの受付とする。

※郵送の場合は、書留等の発送及び配達を確認できる方法によることとし、提出期限までに到達したものを有効とする。

※電子メールの場合は、メール送信後、必ず電話で到達確認を行うこと。

（5）回答方法

質問要旨及び回答内容を、令和8年6月19日（金）までに郡山市ウェブサイトに掲載する。

3 参加申込書等の提出

（1）提出期間

公告の日から令和8年6月24日（水）16時（市の休日を除く。）

（2）提出先

本公告第1の5に記載のとおり

（3）提出方法

持参又は郵送による。

※持参の場合は、市の休日を除く8時30分から16時までの受付とする。

※郵送の場合は、書留等の発送及び配達を確認できる方法によることとし、提出期限までに到達したものを有効とする。

（4）提出書類

ア プロポーザル参加申込書（様式第3号）

イ 企業概要（様式第4号）

ウ 業務実績（様式第5号）

※駅前広場改修に係る業務実績のうち、設計内容をA4判3枚以内で簡潔に記述すること。（任意様式とする。提出者を特定することができる法人名等（一般的に通用している社章、ロゴマーク等を含む。）を記載してはならない。）

※契約実績が確認できる契約書及び仕様書の写しを添付すること。（印影及び個人情報情報を黒塗りする。）

エ 配置予定技術者一覧（様式第6号）

オ 履歴事項全部証明書（法人のみ）

カ 納税証明書

国税 「様式その3の3（法人）」又は「様式その3の2（個人）」

市税 直近1年分の市町村民税又は住民税（個人）

キ 印鑑証明書

ク 委任状（様式第7号）

※支店又は営業所等が申請を行う場合のみ、提出が必要

(5) 参加資格確認結果通知

事業提案者が3者を超えた場合は、本プロポーザル選定委員会（本公告第5の1（1）に掲げる選定委員会をいう。）において事前に能力評価を行い、評価点の上位3者について、参加資格の有無等を、令和8年6月29日（月）までに通知する。

(6) 参加を辞退する場合

参加資格確認結果の通知を受けた参加申込者が、参加を辞退する場合は、事業提案書受付の締切日前日までに提案辞退届（様式第8号）1部を、本公告第1の5に掲げる事務担当まで持参すること。

4 事業提案書等の提出

参加資格の決定がなされた事業者は、次に掲げる事項に基づき必要書類を提出すること。

(1) 提出期間

参加資格確認結果通知受領から令和8年7月17（金）まで（市の休日を除く。）の8時30分から16時まで（12時から13時までを除く。）

(2) 提出先

本公告第1の5に記載のとおり

(3) 提出方法

持参又は郵送による。

※郵送の場合は、書留等の発送及び配達を確認できる方法によることとし、提出期限までに到達したものを有効とする。

(4) 事業提案数

1者1提案とする。

(5) 提出書類

次に掲げる書類を提出すること。

ア 事業提案書提出届（様式第9号）及び事業提案書

仕様書等を踏まえ、評価項目に応じた事業提案書を作成すること。

(ア) 業務実施体制について（任意様式）

(イ) 業務実績について（任意様式）

(ウ) 提案内容について（任意様式）

(エ) 提案内容の独創性について（任意様式）

(オ) 提案内容の実現性について（任意様式）

(カ) その他

イ 見積書（任意様式）

本業務を実施するために必要な全体経費（消費税及び地方消費税を含む。）を記載すること。

なお、次の項目を参考にし、内訳を作成すること。

(ア) 駅まちデザイン基本計画策定に要する費用

(イ) 郡山駅西口ロータリー改修実施設計に要する費用

(ウ) 測量に要する費用

(エ) 交差点設計に要する費用

- (オ) 物件移転補償調査に要する費用
- (カ) 関係団体との調整、支援に要する費用
- (キ) その他要する費用
- (ク) 業務に係る総額

(6) 提出書類の記載要領

- ア 事業提案書は、A4判に横書きで記載し、50枚以内とする。印刷したものを、フラットファイル等に左とじで表紙とインデックスを付け、提出すること。
- イ 事業提案書に用いる文字サイズは、11ポイント以上（可読性に配慮したサイズの使い分けは可）とすること。
- ウ 専門用語や略語等には注釈を付けるなど、一読して理解しやすいものとする。

第5 契約候補者の選定

1 審査方法

- (1) 発注者は、本プロポーザルについて審査を行うため、郡山駅コンパクト・プラス・ネットワーク事業 基本計画策定等業務委託に係るプロポーザル選定委員会（以下「選定委員会」という。）を置く。
- (2) 選定委員会は、事業提案者の提出書類、プレゼンテーション及び質疑応答に基づき審査を行う。
- (3) 選定委員会は、別表1に定める評価基準により総合的な評価を行い、各委員の評価点を合算した値（合計点）が最も高い事業提案者を契約候補者、次に高い者を次点候補者として選定する。
- (4) 事業提案者が1者であった場合でも審査を行う。
- (5) 選定委員会委員の評価点合計が満点の60%以上であることを最低制限基準とし、60%に満たない場合は失格とする。
- (6) (1) から (5) までに定めるもののほか、選定委員会の組織及び運営、審査要領に関し必要な事項は、別に定める。

2 プレゼンテーション及び質疑応答

- (1) 実施日は令和8年7月23日（木）（予定）とする。
- (2) 日時及び場所等の詳細については、別途連絡する。
- (3) 対面によるプレゼンテーションを原則とする。プレゼンテーション時にパソコン、プロジェクター等を使用する場合には、本公告第1の5に掲げる事務担当に事前に連絡し相談すること。
- (4) 出席者は6名以内とし、業務責任者は必ず出席すること。
- (5) 1事業提案当たり60分（説明30分、質疑30分）以内のプレゼンテーションを行う。
なお、プレゼンテーション時は、第4の4の(5)の提出書類以外の資料の利用は認めない。
- (6) 事業提案が2者以上からあった場合は、事業提案書の受付順に実施する。

3 審査結果

発注者は、本公告第5の1の規定に基づく審査の結果について、令和8年7月24日（金）に

事業提案者全員に電子メールにより通知し、郡山市ウェブサイトに掲載する。

第6 契約の締結

- 1 発注者は、本業務の契約候補者決定後、提出された事業提案書及びプレゼンテーションにおける質疑応答内容を踏まえ、仕様書について契約候補者と協議するとともに、契約候補者から見積書を徴取し、予定価格の範囲内であることを確認して随意契約を締結する。
- 2 契約候補者との協議が整わない場合には、次点候補者と協議を行い、契約事業者を選定する。なお、契約に係る費用については、契約候補者又は次点候補者の負担とする。
- 3 契約候補者が、契約締結までに指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けた場合や第2の4に該当する場合は契約を締結しないものとし、次点候補者と改めて協議を行うものとする。
- 4 契約保証金については、郡山市契約規則（昭和40年郡山市規則第49号）による。
- 5 本件は電子契約により契約を締結できるものとする。
- 6 電子契約による契約締結を希望する場合は、電子契約同意書兼メールアドレス申出書を提出するものとする。
- 7 契約書は発注者が作成するものとする。
- 8 支払については、業務完了後支払うものとする。

第7 その他

- 1 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- 2 本プロポーザルへの参加に係る一切の経費は、事業提案者の負担とする。
- 3 提出書類は返却しない。また、事業提案書に含まれる著作物の著作権は事業提案者に帰属することとするが、発注者は、事業提案内容の審査等、本業務上必要な場合に限り、その写しを使用できるものとする。
- 4 提出書類の提出後の変更、差し替え及び再提出は一切認めないものとする。
- 5 次のいずれかに該当する事業提案は失格とする。
 - (1) 参加資格要件を満たしていない場合
 - (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
 - (3) 実施要領に示した提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した場合
 - (4) 審査結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
 - (5) 参考見積書の金額が、提案上限金額を超過した場合
 - (6) 提案期限を過ぎて事業提案書が提出された場合
- 6 その他不明な点については、本公告第1の5に掲げる事務担当まで問い合わせること。

別表1 評価基準（第5 関係）

審査項目		審査ポイント	配点
実施体制	① 業務実施体制	<ul style="list-style-type: none"> ・発注者の計画どおりに業務を実行できる人員と技術者が確保されているか。 ・本市の要望等に迅速、柔軟に対応できるか。 	10点
	② 業務実績	<ul style="list-style-type: none"> ・同規模程度の駅前広場に関する業務経験を有しているか。（過去に実施した駅前広場に関する実績、成果が本業務にふさわしいか総合的に判断する。） 	10点
企画提案内容	③ 提案内容の的確性	<ul style="list-style-type: none"> ・本市の現状、業務目的を正しく理解し、その実現に有効な方針が示されているか。 ・基本構想で示されたランドデザイン実現に向けた提案か。 ・提案内容は本市が示す駅前広場の未来像と適合しているか。 ・関係団体の選定、調整、会議開催への支援は的確か。 ・駅前広場の中長期的な整備のビジョンを見据えた提案か。 	30点
	④ 提案内容の独創性	<ul style="list-style-type: none"> ・提案内容に独自性があり、新たな視点からの工夫があるか。 	15点
	⑤ 提案内容の実現性	<ul style="list-style-type: none"> ・実施方法及びスケジュールが具体的で、円滑な業務履行が可能か。 	15点
	⑥ 参考見積	<ul style="list-style-type: none"> ・提案内容に対し適切な金額であるか。 <p>※配点×（申込者のうち最も低い見積金額）÷（見積金額）により採点する。</p>	10点
プレゼンテーション	⑦ 業務方針、方法の的確性	<ul style="list-style-type: none"> ・提案内容の実現可能性、事業安定性、提案的確性等の内容、根拠が明確であるか。業務方針、方法は一貫しているか。 	5点
	⑧ 提案に対する意欲	<ul style="list-style-type: none"> ・業務実施に関し、意欲的であるか。 	5点
合計			100点